## 「大阪・関西万博を見据えた新たな舟運ルートの発掘・創出事業」業務委託公募仕様書

# Ⅰ 事業の概要

(1) 事業名

大阪・関西万博を見据えた新たな舟運ルートの発掘・創出事業

(2) 事業の趣旨・目的

兵庫県、大阪府では、2025 年大阪・関西万博を見据え、兵庫県と大阪府の連携を深め、両府県や関西をはじめ日本の成長・発展を牽引していくため、「兵庫・大阪連携会議(※)」を設置し、観光分野においても、 兵庫・大阪の連携を進め、海上交通の活用による広域周遊の実現に取り組むこととしています。

令和6年度は、兵庫・大阪間における舟運ルートの発掘・創出をめざし、クルージングと両府県内の観光施設等の周遊をセットにした旅行商品の開発につながるよう、メディア等へのファムトリップやツアーの魅力を伝えるプロモーションを行うことにより、海上交通の活用による広域周遊を実現することを目的に本事業を実施します。

(※)兵庫・大阪連携会議については、以下 URL を参照。

https://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku/hyogo-osaka-kaigi/index.html

(3) 予定契約期間

契約締結日から令和7年3月21日(金)まで

(4) 委託上限額

6,900,000円(消費税及び地方消費税を含む)

## 2 委託業務内容及び提案を求める事項

- (1) モデルコースの造成とファムトリップの企画・実施
  - ① モデルコースの造成

兵庫・大阪間におけるクルーズの魅力を伝え、誘客効果の見込める旅行商品の開発につながるよう、神戸港と大阪港を結ぶクルージングと両府県内の観光施設等の周遊をセットにしたモデルコースの造成を行うこと。

- ・モデルコースは複数造成すること。
- ・造成する全てのモデルコースが、兵庫県又は大阪府のどちらか一方の観光施設等しか周遊しない提案 は不可とする。ただし、個々のモデルコースは、兵庫県又は大阪府のどちらか一方の観光施設等を周遊 するコースとしても可とする。
- ・各コースの造成にあたっては、インバウンドを含む幅広い層をターゲットとすること。また、富裕層を対象 としたコース等、多様なニーズに対応するサービス、価格帯を設定すること。
- ・造成した各コースのタリフ(商品概要書)や行程表を作成すること。

# ② ファムトリップの企画・実施

上記①で造成したモデルコースの中から複数のコースを選定し、舟運事業者や旅行事業者、メディア関係者等を対象に、ファムトリップを企画・運営すること。

・船の運航は大阪港と神戸港を1往復以上すること。

- ・観光施設等の周遊については、両府県内をそれぞれ1回以上含むこと。
- ・クルージング等の魅力を広く発信するため、メディア関係者やインフルエンサー等を招聘すること。
  - ※メディア関係者やインフルエンサー等には、本業務のうち(3)プロモーションの実施時に、ファムトリップの体験をもとに魅力発信を行っていただきます。
- ・舟運事業者や旅行事業者、ホテル事業者等の関係者が相互理解を深めることができる企画を実施すること。
- ・モデルコースのブラッシュアップにつなげるため、招聘者に対するヒアリングを実施するなど、観光客 のニーズを把握し、ニーズに合ったモデルコースに修正するなどのフィードバックを行うこと。
- ・船内等では、万博の機運醸成につながるような取組みを行うこと。
- ・ファムトリップで使用する船舶について、関係者以外の席で、一般客を受け入れるなど有効に活用して 構わない。活用にあたっては、一般客が来場しやすいような配慮を行うとともに、アンケートで観光客の 感想等を聴取し、本事業の目的達成に寄与する仕組みを導入すること。

### 【提案を求める事項】

- ① モデルコースの提案については、クルーズ船の発着場所、周遊する観光施設等と主な移動手段、旅行時間の目安を示すこと。
- ② 提案するモデルコースの中から、ファムトリップを実施したい複数のコースについて、具体的な旅程、内容(使用する船舶や食事、船内コンテンツを提供する場合はその内容等)を提案すること。
- ③ 効果的なファムトリップの実施に最適な招聘者及び人数を提案すること。また、招聘者の選定理由(インフルエンサーについては、フォロワー数を含む)や期待される効果を具体的に明記すること。 インフルエンサーが新たにアカウント等を開設する場合は、その効果を提案すること。
- ④ 関係者が相互理解を深め、ビジネスマッチングを促すことができるような企画を提案すること。

(以下、自由提案事項)※必ずしも提案する必要はありません。

⑤ ファムトリップに一般客を受け入れる場合は、その内容・手法等について提案すること。

### 【補足事項】

・企画提案にあたっては、令和5年度に実施した社会実験の結果を踏まえた内容を提案すること。 <社会実験の結果は以下 URL よりダウンロードできます>

(https://www.pref.osaka.lg.jp/o070080/toshimiryoku/mizubeinfo/cruise tour.html)

- ・モデルコースの造成にあたっては、旅行商品化を見据えた実現性のある内容とすること。
- ・メディア関係者やインフルエンサー等の国籍や居住地について、国内外の別は問わない。
- ・コンテンツの体験料や交通・宿泊・招聘費、インフルエンサーによる情報発信に係る謝礼等の費用など、 すべての諸経費を見積に含めること。
- ・ファムトリップ実施時に、招聘者に対してすべてのモデルコースのタリフ(商品概要書)について、説明を 行うこと。
- ・ファムトリップの実施にあたっては、運営マニュアルを作成のうえ、大阪府と協議・調整を行うこと。 (運営組織体制図、旅程表、スタッフ配置図、進行フロー、緊急時の対応体制について(地震・火災発生時、体調不良者・けが人発生時))
- ・事業目的が達成できるよう、投稿内容などについてはインフルエンサーの意見を取り入れながら、大阪 府等と協議のうえ、決定すること。また、映っている人や商標等、肖像権に触れる場合は、画像処理等を施

すこと。本事業終了後も活用する(二次利用可能)ことを前提とし、今後の大阪府等のプロモーションにて活用できる内容・仕様とすること。出演者の肖像権等の問題により、新たな費用負担が発生しないようにすること。

- ・インフルエンサーが投稿する情報発信プラットフォームは、インフルエンサーが保有する SNS を想定しているが、新たに SNS アカウント等を開設することは妨げない。
- ・インフルエンサーによる SNS 等の投稿は、累計25,000ビュー以上を成果目標とする。また、インフルエンサー以外の招聘にあたっては、適切・有益な目標値を設定するとともに、その理由を説明すること。
- ・ファムトリップで一般客を受け入れる場合、詳細については、大阪府と協議・調整すること。一般客の乗船 に係る費用(食事代等)は、一切委託費に含まないものとするが、その費用を一般客から徴収し、充当す ることは妨げない。ただし、一般客から徴収することができる費用は、実費の範囲内とする。
- ・ステルスマーケティングによる不当表示の規制をはじめとする不当景品類及び不当表示防止法(昭和 三十七年法律第百三十四号)や著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)等の各種法令を遵守し実 施すること。
- ・実施するファムトリップは、提案内容をもとに、大阪府と協議・調整のうえ、決定する。その際、予算の範囲内で内容の変更や追加等を求めることがある。

### (2)旅行商品の試行販売

(1)の結果も踏まえ、造成したモデルコースの中から2つ以上の旅行商品を企画し、旅行代理店などを通じて試行販売すること。

# 【提案を求める事項】

- ① 提案するモデルコースの中から、試行販売する2つ以上の商品について、以下の内容を具体的に提案すること。
  - ・旅行商品数、販売回数、クルージングの時期・回数、販売促進活動の工程や手法など

#### 【補足事項】

- ・本事業は、万博開催時に多くの船が兵庫・大阪間の航路を行き交うことを目的としているため、旅行商 品の試行販売は商品数、販売回数が多いほど望ましい。その場合、同じ商品を複数回販売しても差し支 えない。
- ・旅行商品の試行販売にあたっては、国内外の市場をターゲットとすること。対象国やエリアは大阪府と協議して決定するものとする。
- ・本事業の委託費は旅行商品の実費並びに販売手数料等の諸経費には充当できないものとする。
- ・気象条件や自然災害など、いかなる理由があっても大阪府は試行商品の販売中止に伴う損害を一切負わないものとする。

#### (3) プロモーションの実施

- (I)の結果も踏まえ、兵庫・大阪の海上交通や両府県の観光施設等の魅力を一体的に発信するプロモーションを実施すること。
- ・インフルエンサー等を活用した SNS、ホームページ、広報物等での展開や、旅行商品の試行販売に係る 自社媒体、その他広告物等による展開等を通じて、インバウンドをはじめ国内外の方に効果的に発信す るなど、海上交通の活用の促進につながるプロモーションを展開すること。また、他の民間事業者の旅行

商品の造成にもつながるよう工夫をすること。

- ・(2)で試行販売する旅行商品の魅力発信のための広報物として、チラシ・ポスター等を作成すること。
- ・海上交通の魅力を伝え、万博会場周辺への船での来場の期待感を抱かせるようなプロモーション動画 を作成すること。
- ・万博の機運醸成につながるような内容を盛り込むこと。

#### 【補足事項】

- ・プロモーションで活用する効果的な動画や広報物(日本語、英語版を基本とし、プロモーションの対象エリアに対応した多言語対応のもの)の作成、デザイン及び制作を行い、活用する広報媒体・手法などについて、企画・実施すること。なお、翻訳にかかる費用は委託料に含むものとする。また、デザインは複数案を提案し、大阪府と協議のうえ、決定すること。広報にあたって必要な写真、画像等の手配を行うこと。
- ・(2)の試行販売でターゲットとした国やエリアを踏まえ、プロモーションの実施対象国やエリアについても、 大阪府と協議のうえ、設定すること。
- ・チラシ・ポスター等のデザインや枚数等、制作の仕様は大阪府と協議のうえ、決定することとし、掲示・配 架先の提案、配架依頼、送付先ラベル作成及び発送を行うこと。
- ・兵庫県や、大阪府の他事業(広域観光コンテンツプロモーション事業など)と連携を図り、効果的な広報活動を行うこと。
- ・実施するプロモーションは、提案内容をもとに、大阪府と協議・調整のうえ、決定する。その際、予算の範囲内で内容の変更や追加等を求めることがある。

## 【提案を求める事項】

① 本事業の趣旨を十分に理解した上で、海上交通の魅力発信のために、どのようなプロモーションを実施するのか、着眼点、対象、手法等(媒体、時期、成果目標等)について具体的に提案すること。

### (4) 事業スケジュール及び実施体制等

上記(I)~(3)について、契約期間内に計画的かつ効率的に実施できるよう、提案業務を実施するための スケジュール及び事業実施体制について、提示すること。

### 【提案を求める事項】

- ① 本業務を円滑に遂行できる全体スケジュールを提案すること。
- ② 本業務を円滑に実施するにあたり、計画的かつ効率的に遂行できる体制について提案すること。なお、 本業務の実施にあたり、効果的な連携先等があれば提案すること。

#### 3 委託業務実施上の留意点

- ・受託者は、契約締結後、事業の実施に際しては、大阪府の指示に従うこと。
- ・受託者は大阪府と緊密に連絡を図り、情報を共有しながら業務を推進すること。
- ・受託者は、契約締結後直ちに事業の実施体制に基づく責任者を指定し、大阪府へ報告すること。
- ・受託者は、大阪府と協議のうえ、契約締結までに業務実施計画書を提出すること。
- ・受託者は、経費支出等の確認書類(請求書、支払書等)について、確実に整理し、事業年度終了後 5 年間保存すること。なお、大阪府から請求があった場合、速やかに提出すること。
- ・再委託は原則禁止する。ただし、専門性等から一部を受託事業者において実施することが困難な場合や、自

ら実施するより高い効果が期待される場合は、再委託により実施することができる。再委託により実施する場合は、大阪府と協議し、承認を得ること。ただし、次に該当する場合は、再委託を承認しない。

- ア業務の主要な部分を再委託すること。
- イ 契約金額の相当部分を再委託すること。
- ウ 公募型プロポーザルにおける他の入札参加者に再委託すること。
- エ 随意契約によることとした理由と不整合を生じる再委託をすること。
- ・受託者は、事業運営に必要な関係機関(警察、消防署等含む)との連絡調整を行うこと。各種許可申請書などが必要な場合は、許可申請書など必要な書類の作成も行うこと。手続きにあたっては、事前に大阪府と調整すること。
- ・成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から制作物の使用の差し止め、又は損害賠償 を求められた場合、受託者は大阪府に生じた損害を賠償しなければならない。
- ・今般の物価高騰等の社会情勢を踏まえて、予算の範囲内で業務内容の変更等を求める場合は、大阪府と協議・調整のうえ、決定を行うこと。

### 4 成果物の提出

事業終了後、速やかに大阪府あて以下の成果物等を提出すること。なお、制作物等の著作権及び肖像権は、 納品をもって大阪府に帰属するものとする。

- ※以下(1)~(3)における電子データはCD-R·USBメモリ等に格納し提出すること。
  - (1) 実施報告書(A4 サイズ2部)及び電子データ
    - ・事業効果を測るために必要なデータを収集し、実績報告書としてまとめること。
    - ・SNS 投稿等のビュー数など実数値が取得できるものは実数値を報告することとし、実数値が取得できない場合は、推計値でも構わないが推計の根拠データもあわせて示すこと。
  - (2)業務に関して作成した全ての成果物(電子データで提出) 作成した画像・映像データ等を提出すること。これらについては、令和7年度以降に大阪府で使用することがある。
  - (3)報道実績に係る報告書(電子データで提出)

掲載された記事(著作権・肖像権等に留意)、HP などの WEB 情報、SNS 等での配信動画について取りまとめた報告書、国内外のテレビ等で放送された動画データを提出すること。

#### 5 その他

- (1)守秘義務等について
  - ・受託者は、委託業務の遂行上知り得た情報は、受託業務遂行の目的以外に使用し、又は第三者に提供 してはならない。
  - ・委託業務の終了後、成果物に誤り等が認められた場合には、受託者の責任において速やかにその誤り を訂正しなければならない。
- (2)個人情報の取り扱いについて
  - ・委託業務の遂行上知り得た個人情報や法人情報については、受託者の責任において厳重に管理すると ともに、他の目的への転用等は絶対に行わないこと。また、業務完了後、受託者が保有する機器等にデータが残存している場合は、受託者の責任において確実にデータの破棄を行うこと。

- ・受託者は事業実施にあたり、収集する個人情報及び法人情報について、大阪府に情報提供することを 当事者に事前に説明し同意を得ること。
- ・事業実施にあたり収集した個人情報や法人情報は受託者に帰属するものとし、大阪府の指示に従い提供を行うこと。
- ・契約を締結する際、受注者は、個人情報の保護の観点から、誓約書(別途提示)を提出する こと。

## (3)著作物の譲渡等

- ・受託者は、成果物が著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権(著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。)を当該著作物の引渡し時に大阪府に無償で譲渡するものとする。ただし、当該著作物のうち受託者が従前より保有するものの著作権は、受託者に留保されるものとし、受託者は大阪府及びその指定する者の必要な範囲で大阪府発注者及びその指定する者に無償で使用することを許諾するものとする。
- ・受託者が制作した画像や動画等については、著作権に加え、肖像権についても大阪府に帰属する。

### (4)その他留意事項について

- ・大阪府は、特別の理由がない限り最優秀提案者を契約交渉の相手方に決定するが、契約締結及び事業実施にあたっては、受託者は必ず大阪府と協議を行いながら進めること。
- ・本仕様書に記載のない事項及び業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、その都度、大阪府と協議を 行い、指示に従うこと。
- ・受託者は、会計に関する諸記録を整備し、事業年度終了後5年間保存すること。
- ・企画提案及び契約の手続きにおいて用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国の通貨によるものとする。